

業務及び財産の状況に関する説明書類

第4期 2024年8月1日から 2025年7月31日まで

2025年9月29日作成

監査法人名	監査法人 Bloom
所在地	東京都千代田区麹町 4-1-4 西協ビル
代表者	片岡 久依

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 目的

- ①財務書類の監査又は証明業務
- ②財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案、又は財務に関する相談業務
- ③会計士補及び公認会計士試験合格者に対し実務補習を行うこと

(2) 沿革

2022年1月5日 監査法人 Bloom 設立
2024年7月22日 上場会社等監査人名簿への登録

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当監査法人は、金融商品取引法監査、会社法監査等の法定監査、上場準備会社に対する監査、その他任意監査等の監査証明業務を主たる業務としています。また、株式公開に向けた課題抽出調査、内部管理体制や決算早期化、開示体制構築等に関する支援業務、M&Aにおけるデューデリジェンス業務等の非監査証明業務を提供しております。

当年度の監査証明業務は8社、非監査証明業務は18社となりました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

2025 年 7 月 31 日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	4 社	4 社
② 金商法監査	—	—
③ 会社法監査	—	—
④ 学校法人監査	—	—
⑤ 労働組合監査	—	—
⑥ その他の法定監査	—	—
⑦ その他の任意監査	4 社	—
計	8 社	4 社

(4) 非監査証明業務の状況

区分	対象会社数
大会社等	4 社
その他の会社等	14 社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

当監査法人は、公認会計士法第 34 条の 13 第 1 項及び公認会計士法施行規則第 25 条第 1 項の規定に則り、法人の業務執行の適正を確保するための体制を以下のとおり整備しています。

①経営の基本方針

当監査法人は「はなえむ未来へ、想いをつなぐ」を経営理念として掲げており、具体的なミッションとして以下の 3 つを定めております。

- 会社の事業に対する深い理解と経験に裏打ちされた監査を通じて、資本市場の公正な発展と社会的課題の解決に貢献する
- タレントが互いの個性を尊重しながら、プロフェッショナリズムを身に着け、発揮しつづけられる環境を提供する
- 深度あるコミュニケーションと一歩先を見据えたアドバイスにより、ステークホルダーに感謝・信頼される専門家集団でありつづける

経営にあたっては、全ての監査業務の品質を最優先とすることが当監査法人の方針であり、この方針を専門要員の評価、報酬及び昇進等の人事に関する方針及び手続に反映させ、当監査法人の営業や業績上の考慮事項が監査業務の品質に優先するこ

とがないように各担当社員の責任を定めるとともに、品質管理方針及び手続の整備や文書化並びに支援を行うための十分な資源の確保に努めています。

②経営管理に関する措置

当監査法人の最高意思決定機関は社員総会であり、定期的（月に1回以上）に原則として全社員の参加による社員総会を開催して上記①の価値観の共有を図るとともに、経営管理や案件の進捗状況等に関する情報共有や法人運営にあたっての課題等に関する闊達な議論を行っております。また、当監査法人の経営方針、職業倫理及び法令の遵守状況の管理、品質管理方針の決定等の重要事項についてはすべて社員総会で決議することとしております。

③法令遵守に関する措置

当監査法人、社員及び監査実施者が職業的専門家としての基準及び法令を遵守して監査業務を実施し、適切な監査報告書を発行することを合理的に担保するために、品質管理に関する方針と手続を定めるとともに、品質管理に関する責任、職業倫理及び独立性、契約の新規の締結及び更新、採用、教育・訓練、評価及び選任、業務の実施、品質管理のシステムの監視に関する方針及び手続からなる品質管理のシステムを整備しています。

④その他

該当事項はありません。

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う選任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

①選任の部門の設置又は専担者の選任の状況

当監査法人は、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う部門として品質管理部門を設置し、業務の品質管理に主として従事するための十分な時間が確保できる公認会計士である社員を品質管理担当責任者として選任しています。

②選任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

品質管理担当責任者は、品質管理業務に主として従事するための十分な時間が確保でき、品質管理業務に著しい影響を及ぼさない程度において監査業務を兼任していま

す。

ただし、業務執行社員として関与している監査業務から慎重に判断すべき事項が生じた場合は、社員総会による審議又は外部専門家への専門的な見解の問い合わせを利用する等、その独立性の確保が困難となる状況を生じさせないように運用しています。

(3) 業務の品質の管理状況等の評価

①基準日（会計年度中の一定の日）

2025 年 7 月 31 日

②業務の品質の管理の目的

十分な監査品質を維持していくためには適切な品質管理体制（品質管理基盤）の構築が最も重要であるとの考えのもと、当監査法人が実施する業務の内容及び状況並びに当監査法人の性質及び状況を考慮した上で実施した、品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価に基づき、品質リスクに対処するための対応をデザインし適用しています。

③基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

当監査法人の監査業務等が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して適切に実施され、状況に応じた適切な報告書が発行されることについて合理的な保証が提供されるように、品質管理システムを以下のとおり整備・運用しています。

ア.業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

a. 職業倫理の遵守

当監査法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、「公認会計士法その他の関連法令」「日本公認会計士協会の倫理規則」に基づき、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めています。

b. 独立性の保持のための方針及び手続

専門要員及び該当する場合は独立性の規定が適用されるその他の者が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、独立性の保持のための方針及び手続を定めています。

当監査法人及び専門要員が、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年一定時期現在及び必要となる時点において「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に対する阻害要因の有無を調査しています。独立性を阻害するような状況や関係が識別された場合には、これに対応する適切な措置を講じます。

イ.業務に係る契約の締結及び更新

監査契約の新規締結及び更新にあたっては、当監査法人の関与先に対する職業倫理、利益相反関係及び独立性に関する事項を確認するとともに、経営者の誠実性や内部統制の状況、業務リスク（不正リスクを含む）、契約条件、監査資源等の重要事項を検討します。また、監査契約の新規締結及び更新にあたっては受注検討会議での承認を必要としています。

ウ.業務を担当する社員その他の者の選任

業務を担当する社員については、社員総会又は受注検討会議において選任しております。選任にあたっては、独立性に関する規定を遵守し、社員の能力及び経験等を踏まえて決定しております。また、監査チームメンバーの選任にあたっては、業務内容と複雑さが類似した業務の実務経験、適切な訓練を通じて得られた監査業務の理解の程度、関与先が属する産業に関する知識、職業的専門家としての判断能力やコミュニケーション能力等を考慮するとともに、十分な時間を確保することができる専門要員をそれぞれの監査業務に選任します。

エ.人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

(ア)社員の報酬の決定に関する事項

社員報酬の決定にあたっては、実施した業務の品質や職業倫理（独立性を含む。）の遵守状況が特に考慮され、法人への役割貢献の状況を勘案して、社員評価報酬会議で決定しています。

(イ)社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

専門要員の採用にあたり、書類選考及び面談を通して、業務遂行に必要な経験や知識、能力の状況、業務に対する積極性や誠実性等を考慮し採用します。

公認会計士の教育・訓練にあたっては、法定監査業務に従事する専門要員に求められる能力と適性を維持し、更に高めていくため、日本公認会計士協会による継続的専門能力開発制度である CPD の必要単位の取得を義務付けるとともに、日本公認会計士協会が提供する研修のうち品質管理上特に重要と考えられる研修を必須受講研修として指定し、必要に応じて当監査法人主催の集合研修も実施しています。

評価に際しては、関与した監査業務の品質や職業倫理（独立性を含む。）の遵守状況を特に重視するとともに、業務への姿勢、専門知識、職業的専門家としての懐疑心、コミュニケーション能力等も踏まえて評価しています。

(ウ)その他

該当事項はありません。

オ.業務の実施及びその審査

(ア)専門的な見解の問い合わせ

監査チームが判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に直面した場合には、必要に応じて、当監査法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を監査チーム又は社員総会で検討し、その過程を文書化することを定めています。

(イ)監査上の判断の相違の解決

監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が生じた場合には、監査責任者は品質管理担当責任者とともに、直ちに報告された内容を検討し、監査上の判断の相違を解決するための適切な措置を取るとともに、監査上の判断の相違が解決できない場合には、品質管理担当責任者は、当事務所内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に専門的な見解の問合せを行い、監査上の判断の相違を解決することを定めています。

(ウ)監査証明業務に係る審査

すべての監査業務について所定の審査の受審を求めており、監査計画の策定及びその修正、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するために、十分かつ適切な経験と職位等の資格を有する審査担当者を監査業務ごとに選任し、審査を実施しています。

また、特に重要な検討事項については、社員総会で合議による検討を実施しています。

(エ)監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当監査法人は、紙媒体又は電子媒体等で作成された監査調書データを電子的に保管管理することができる電子監査調書システムを導入しています。

監査調書は、原則として監査報告書ごとにまとめ、その最終的な整理期限は、監査報告書日（監査調書に複数の監査報告書が含まれる場合は最も遅い監査報告書日）から起算して45日以内と定めています。監査ファイルの最終的な整理が完了した時点で、紙媒体の監査調書の原本は品質管理担当責任者の管理下におき監査チームがアクセスできないように管理するとともに、電子監査調書には閲覧権限のみが付与され、監査チームが体系的に編集、追加・削除はできない仕組みとしています。

また、監査調書は、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性が合理的に確保されるよう管理し、保存期間を 10 年と定めています。

(オ)その他

該当事項はありません。

カ.業務に関する情報の収集及び伝達

当監査法人は、品質管理システム及び監査事務所内外への適時な情報の発信に関して、情報の取得、生成又は利用に対処する、品質目標を設定しています。

監査事務所の内外から業務に関する情報を収集する方針及び手続を品質管理規程に定め、入手した情報の活用方法は、社員総会にて検討しています。

また、監査チームは、被監査会社の経営陣幹部及び監査役等に当監査法人の監査の品質管理システムを伝達し、コミュニケーションを実施することとしています。

キ.前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について、監査基準報告書 900「監査人の交代」に準拠し、監査業務の引継を適切に実施することを定めています。

ク.アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

アからキに掲げる事項についての責任者の選任は社員総会において行っています。

当監査法人では、包括代表社員が品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っています。

また、品質管理システムを整備し、運用するための十分かつ適切な経験及び能力を有する社員を品質管理担当責任者として選任し、品質管理担当責任者が品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負っています。さらに、監査業務毎に選任される監査責任者が、実施する監査業務の全体的な品質を合理的に確保するために、当監査法人が定める品質管理のシステムに準拠して監査を実施する責任を負っています。

各責任者の役割及び責任については、品質管理規程において明確に定めております。

ケ.アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

最高経営責任者又は品質管理のシステムの整備及び運用に責任を有する者が必要となる情報を収集した上で、品質目標の設定、品質リスクの識別と評価、並びに対応のデ

ザインの適用の内容について、社員総会で決定しています。

コ.アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当監査法人は、不備を識別するための基礎を提供するために、モニタリング活動をデザインし、日常的モニタリング活動と定期的なモニタリング活動を実施しています。

当監査法人は小規模かつ限られた人員で構成される監査事務所であるため、品質管理システムのモニタリング活動は品質管理の方針及び手続の整備と運用に関する責任者、審査担当者、又は社員総会で選任した担当者が実施する。

識別された不備については、根本原因を分析し、改善のための継続的な是正措置を講じています。

④業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

当監査法人の品質管理担当者が、事業年度を通じてモニタリングを行うとともに、不備が識別された場合には、その重要性和広範性を考慮して根本原因に応じて識別された不備に対処するための是正措置を講じています。

当監査法人の品質管理システムに関して最終的な責任を負う包括代表社員が、上記プロセスの結果を踏まえて、2025 年 7 月 31 日を評価基準日とする評価を実施した結果、品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当監査法人に提供している、と評価しました。

⑤④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容

該当事項はありません。

（４）公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当監査法人の社員はすべて公認会計士であるため、該当事項はありません。

（５）直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による調査（品質管理レビュー））を受けた年月

2024 年 3 月（通常レビュー）

2024 年 7 月（登録申請のためのレビュー）

(6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

当監査法人の品質管理システムに関して最終的な責任を負う包括代表社員が、監査の品質の管理の方針策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しました。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の 4 又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称

該当事項はありません。

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当事項はありません。

(3) 当該業務上の提携の内容

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

該当事項はありません。

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当事項はありません。

(3) 当該業務上の提携の内容

該当事項はありません。

(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

該当事項はありません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
8 人	－ 人	8 人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

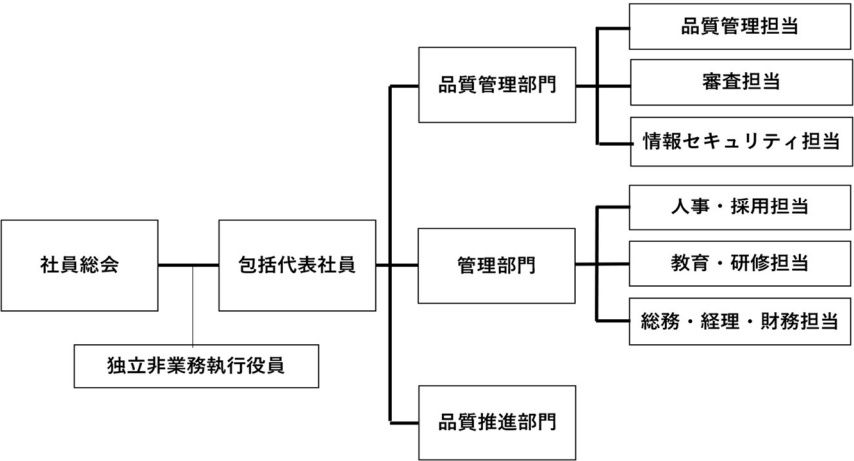
合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	合計
社員総会	法人に関する重要事項の決定	8 人	－ 人	8 人

三. 事務所の概況

名称	所在地	事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計士	特定社員	合計	
東京事務所	東京都千代田区麹町4丁目1番地4西脇ビル2階	8 人	－ 人	8 人	0 人

四. 監査法人の組織の概要

2025 年 7 月 31 日 現在



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第 3 期 2023 年 8 月 1 日から 2024 年 7 月 31 日まで	第 4 期 2024 年 8 月 1 日から 2025 年 7 月 31 日まで
売上高		
監査証明業務	53,046	122,411
非監査証明業務	76,135	43,609
合計	129,542	166,020

2. 直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人であるため、添付しておりません。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人であるため、添付しておりません。

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

株式会社セキド

株式会社デザインワン・ジャパン

株式会社リプロセル

株式会社リベルタ

(五十音順)